**平成２４年（フ）第５６５号**
埼玉県朝霞市三原３丁目27番27号　アージュⅡ207
債務者　山本　　諭
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第６０１号**
埼玉県新座市東１丁目20番22号
債務者　山田　利恵（旧姓唐澤）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第６８４号**
埼玉県志木市中宗岡２丁目22番35―204号
債務者　濱谷　発子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
静岡県富士市比奈1644番地の１、前住所静岡県富士市中里161番地の５
債務者　西島　昌代
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第９０号**
岡山県倉敷市大内1202番地８
債務者　髙尾　治美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第６６号**
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目４番23号　ダイアパレスラスタシオン上福岡1002号
債務者　池田末利子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第３３６号**
埼玉県富士見市関沢２丁目24番７号
債務者　井上眞善こと　金　　眞善
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第８１８号**
名古屋市西区十方町50―１　10ハウス208号室、住民票上の住所愛知県常滑市新開町２丁目73番地　メゾンネプチューン302
債務者　石本　直樹
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８３号**
岡山県倉敷市真備町箭田3545番地６
債務者　尾崎　宙之
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第８４号**
岡山県倉敷市真備町箭田3545番地６
債務者　尾崎江津子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第９７号**
岡山県笠岡市緑町３番地９雇用促進住宅富岡第二宿舎２号棟506号室
債務者　荒木　敏明
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第１０２号**
岡山県倉敷市船穂町船穂1349番地14
債務者　小川　幸浩
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第１０６号**
岡山県倉敷市玉島乙島6850番地
債務者　相川　幸二
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第１０７号**
岡山県倉敷市玉島乙島6850番地
債務者　相川かおり
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第２１号**
広島県安芸高田市甲田町下小原2125番地
債務者　中山　健司
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２４年（フ）第５８号**
北海道室蘭市高砂町４丁目32番４号、前住所北海道室蘭市水元町36番１号　山村方
債務者　谷川　智章
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第８０号**
北海道室蘭市柏木町３番７号
債務者　高橋　公子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係